様式 No. 1

港　湾　調　査

指定統計第6号	秘
調査期日	毎年3月31日

運　輸　省

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号改正）に基いて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上に極めて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶体他に洩れることはなく、又この調査票は、他の目的には絶体に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日　4月30日まで。

※印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

荷役労務者、はしけ、引船調査票

昭和　年3月31日現在

※調査港湾	甲乙種　　港	申告者 事業所名	
※調査票番号		所在地	
※調査員の検印		氏名	㊞

荷役労務者

1. 種別は、船内仲仕、沿岸仲仕、いかだ仲仕、はしけ仲仕、倉庫仲仕等の別に記入して下さい。
2. 労務者数の常雇は、在籍数（労働基準法に定める労務者名簿に記載せる者）を掲げ、臨時は日雇労務者も含めて計上して下さい。

種別	船内仲仕			沿岸仲仕			いかだ仲仕			はしけ仲仕			倉庫仲仕			合計		
労務者数	常雇	臨時	計	常雇	臨時	計	常雇	臨時	計	常雇	臨時	計	常雇	臨時	計	常雇	臨時	計

はしけ

1. はしけとは、港内における貨物の積卸、積換、その他小運送に従事するものをいい、給炭、給油、給水船の類は含みません。
2. 1ケ年積載トン数実績は、前年4月1日から調査時までの1年間の港内の取扱実績貨物のトン数を記入して下さい。
3. 使用可能はしけは、3月31日現在で使用できるはしけについて記入して下さい。

種類	100総トン以上		100総トン未満		50総トン未満		計		使用可能はしけ		1ケ年積載トン数実績	備考
	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	総トン数		
石炭												
油												
雑貨												
ばら荷												
その他												
合計												

引船

1. 機関の種類は、なるべく詳細に（たとえばデーゼルエンヂン、石油焼玉式発動機等）記入して下さい。
2. 1馬力当り引はしけ積貨物トン数は、常態時における引はしけの場合に、えい航可能の最大貨物量を、公称軸馬力数で除したトン数を記入して下さい。
3. 使用可能程度は、該当事項を○で囲んで下さい。（大、中、小）に分けて記入して下さい。

船名	構造	総トン数	機関 種類	機関 公称軸馬力	1馬力当り引はしけ積貨物トン数	使用可能程度
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）
						使用可能、要修理（大、中、小）

SAMPLE